

エンゼルホテルズ 共通宿泊約款

(適用範囲)

第1条 株式会社エンゼルホテルズが運営する別紙1記載の各宿泊施設（以下「当宿泊施設」という。）が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当宿泊施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当宿泊施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊施設に申し出ていただきます。

(1) 宿泊者名

(2) 宿泊日及び到着予定時刻

(3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）

(4) その他当宿泊施設が必要と認める事項

2. 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

3. 第1項第3号の宿泊料金は、宿泊契約の申込み時においてのみ有効とします。申込み時と異なる利用宿泊プランでの宿泊を希望する場合は、新たな宿泊契約の申込みをしていただきます。なお、申込み時の予約は当然には解除されませんので、別途必要な手続きをとっていただくものとします。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当宿泊施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当宿泊施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当宿泊施設が定める申込金を、当宿泊施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当宿泊施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当宿泊施設がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当宿泊施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当宿泊施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(施設における感染防止対策への協力の求め)

第4条の2 当宿泊施設(館)は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)
 - ロ 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員(取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)のうちに暴力団等に該当する者があるもの
 - ニ 暴力団等に自己の名義を利用させ、宿泊契約を締結するものであるとき
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し、脅迫・恐喝・威圧・強要その他暴力的要求行為(カスタマーハラスメントに該当する行為を含む)が行われ、若しくは合理的な範囲を超える負担を求められたとき、又はかつて同様の行為を行ったと認められるとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- (8) 宿泊しようとする者が、当宿泊施設に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものをしたとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 当宿泊施設が所在する都道府県の旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

(宿泊者の契約解除権)

第6条 宿泊者は、当宿泊施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当宿泊施設は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、キャンセル料(以下「違約金」という。)を申し受けます。ただし、当宿泊施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊者が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当宿泊施設が宿泊者に告知したときに限ります。

3. 当宿泊施設は、宿泊者が連絡をしないで宿泊日初日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊者により解除されたものとみなし処理することができます。
4. 第2項に定める違約金は、各種クーポン、会員ポイント等を差し引く前の宿泊料金を元に計算します。

（当宿泊施設の契約解除権）

第7条 当宿泊施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当宿泊施設が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊者が次のイからニに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団等
 - ロ 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ハ 法人でその役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）のうちに暴力団等に該当する者があるもの
 - ニ 暴力団等に自己の名義を利用させ、宿泊契約を締結するものであるとき
 - (3) 宿泊者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊者が特定感染症の患者等であるとき。
 - (5) 宿泊に関し、脅迫・恐喝・威圧・強要その他暴力的要求行為（カスタマーハラスメントに該当する行為を含む）が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。（宿泊者が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）
 - (6) 宿泊者が、当宿泊施設に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものをしたとき。
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 当宿泊施設が所在する都道府県の旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。
 - (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当宿泊施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - (10) 当宿泊施設の明確な承諾なく宿泊契約の地位又は宿泊契約に基づく権利が譲渡されたと認められるとき。
 - (11) 同一利用者による、合理的な理由のない、同一日における重複する宿泊契約の申込み又は類似の日程における複数の宿泊契約の申込みがされたと認められるとき。
 - (12) 宿泊者が保護者の許可なく、未成年者のみで宿泊しようとするとき。
2. 当宿泊施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第8条 宿泊者は、宿泊日当日、フロント又は当宿泊施設の指定するシステム上において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、年齢、住所、職業及び連絡先
- (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当宿泊施設が必要と認める事項

2. 宿泊者が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間等)

- 第9条 宿泊者が当宿泊施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には、超過1時間につき別表3に掲げる追加料金を申し受けます。
 3. 前二項に定める客室の使用時間及び時間外使用の追加料金は、申込時の宿泊プランにより異なる場合があります。
 4. 宿泊者が第1項の使用時間を超えて客室を利用したことにより、他の宿泊者に影響が出るなど損害が発生した場合は、第2条の追加料金の定めにかかわらず、その損害を賠償していただく場合があります。

(利用規則の遵守)

- 第10条 宿泊者は、当宿泊施設内においては、別紙2利用規則及び当宿泊施設が個別に定めて宿泊施設内に掲示した利用規則又は細則等に従っていただきます。

(営業時間)

- 第11条 当宿泊施設の主な施設等の営業時間、その他の付属施設等の詳しい営業時間は、各施設公式ホームページ、備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
2. 前項の時間は、必要又はやむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

- 第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国の通貨又は当宿泊施設が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊者の出発の際又は当宿泊施設が請求した時、フロント又は当宿泊施設の指定するシステム上において行っていただきます。
 3. 当宿泊施設が宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当宿泊施設の責任)

- 第13条 当宿泊施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿泊施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当宿泊施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第14条 当宿泊施設は、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊者に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が

提供できないことについて、当宿泊施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

- 第15条 宿泊者がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当宿泊施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当宿泊施設がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊者がそれを行わなかったときは、当宿泊施設は15万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊者が、当宿泊施設内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当宿泊施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当宿泊施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊者からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当宿泊施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、5万円を限度として当宿泊施設はその損害を賠償します。

(宿泊者の手荷物又は携帯品の保管)

- 第16条 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当宿泊施設に到着した場合は、その到着前に当宿泊施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際、又は当宿泊施設が指定する場所にてお渡しします。
2. 宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当宿泊施設に置き忘れている場合において、その所有者が判明したときは、当宿泊施設は、当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前二項の場合における宿泊者の手荷物又は携帯品の保管についての当宿泊施設の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。
4. 当宿泊施設に置き忘れていた残置物が飲食物その他廃棄物に類するものである場合には、第2項の規定にかかわらず、当宿泊施設は、宿泊者に対し何らの通知なく、直ちにこれを処分できるものとします。
5. 宿泊者の手荷物又は携帯品の保管、送付若しくは残置物の処分等において費用が発生する場合は、当該費用を宿泊者にご負担いただく場合があります。

(客室への入室)

- 第17条 当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊者のチェックイン後であっても宿泊者の許可なく客室へ入室することがあります。
- (1) 清掃、ルームサービス等当宿泊施設のサービスを提供するとき。
- (2) 法令の規定、利用規則、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (3) 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき。
- (4) 建物・設備の保全上必要があると判断されたとき。
- (5) 宿泊者の安否確認・安全確保のため必要と当宿泊施設が判断したとき。

(駐車責任)

第18条 宿泊者が当宿泊施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿泊施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当宿泊施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊者の責任)

第19条 宿泊者の故意又は過失により当宿泊施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当宿泊施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(条項の分離性)

第20条 この約款は、その一部が違法又は無効であると判断された場合であっても、当該一部を除く部分はその影響を受けず、有効に存続するものとします。

(準拠法及び合意管轄)

第21条 この約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

2. この約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(宿泊約款の改定)

第22条 当宿泊施設は、必要に応じて随時この約款を改定し、改定後の約款を宿泊者との宿泊契約に適用できるものとします。この場合、事前に当宿泊施設のホームページに改定後の約款の内容及び改定の効力発生日を掲載し、周知するものとします。

2026年8月1日改定

別表第 1 宿泊料金等の内訳（第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係）

		内訳
宿泊者が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料（室料（及び室料＋朝食等の飲食料））及びサービス料
	追加料金	② 追加飲食（①に含まれるものを除く）
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税（温泉地のみ） ハ 宿泊税（該当する地域のみ）

備考 1 基本宿泊料は、宿泊契約内容（各種予約宿泊プラン）に準拠します。

2 子供料金、寝具追加料金等は各宿泊施設で定める料金によります。

別表第 2 違約金（第 6 条第 2 項関係）

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	2～3 日前	4～7 日前	8 日前～
違約金比率	100%	80%	50%	20%	10%	宿泊プランに準拠

（注） 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に応じて違約金を収受します。

3 団体客については宿泊契約内容に準拠します。

4 宿泊プランにより、上記記載と別の違約金が設定される場合があります、その場合は申込時の宿泊プラン記載の違約金が優先されます。

別表第 3 時間外使用料金（第 9 条第 2 項関係）

エンゼルグランヴィラ箱根

客室タイプ	ヴィラ	デラックスヴィラ
超過 1 時間につき	5,000 円	7,000 円

備考 1 消費税込の料金とします。

2 客室の準備状況によりご希望に添えない場合があります。

(別紙 1)

宿泊施設一覧

名称	所在地
エンゼルグランディア越後中里	新潟県南魚沼郡湯沢町土樽 4707 番地 1
エンゼルフォレスト白河高原	福島県岩瀬郡天栄村大字羽鳥字高戸屋 39 番地
エンゼルフォレスト那須	栃木県那須郡那須町高久丙 3243 番地 474
エンゼルフォレスト貸別荘 熱海	静岡県熱海市上多賀 1066 番地 472 他
エンゼルフォレスト貸別荘 熱海自然郷	静岡県熱海市上多賀 1066 番地 1
エンゼルフォレスト貸別荘 伊豆スカイライン	静岡県伊豆市上白岩 2071 番地 307
エンゼルフォレスト貸別荘 伊豆高原	静岡県伊東市赤沢 373 番地 298
エンゼルフォレスト貸別荘 大川汐見崎	静岡県賀茂郡東伊豆町大川 912 番地 11
エンゼルフォレスト貸別荘 中伊豆	静岡県伊豆市上白岩 2071 番地 307
エンゼルリゾート湯沢 (民泊)	新潟県南魚沼郡湯沢町土樽 173 番地 1
エンゼルリゾート軽井沢 (民泊)	長野県北佐久郡軽井沢町軽井沢東 29 番地 6
ウェルシー山中湖	山梨県南都留郡山中湖村平野 506 番地 15
エンゼルグランヴィア函館	北海道茅部郡森町字駒ヶ岳 515-11
エンゼルグランヴィア箱根	神奈川県足柄下郡箱根町元箱根 93-46
エンゼルグランヴィア由布院	大分県由布市湯布院町川北字桃木 1615-1
エンゼルグランヴィア石垣	沖縄県石垣市桴海 511

(別紙2)

エンゼルグランヴィラ箱根 利用規則

1. 当宿泊施設へ下記物品のお持ち込みはお断りいたします。
 - (1) 犬以外の動物、鳥類、ペット類
 - (2) 悪臭又は騒音を発するもの
 - (3) 灯油、ガス、火薬、揮発油その他発火性、引火性のもの
 - (4) 鉄砲、刀剣、覚醒剤等の禁止薬物
2. 当宿泊施設を営利・営業目的など宿泊以外の目的でご使用にならないでください。
3. 未成年者のみの宿泊は、保護者の同意がない場合は、お断りする場合があります。
4. お車でお越しのお客様は、当宿泊施設指定の専用駐車場をご利用下さい。
5. 当宿泊施設の許可なく、当宿泊施設及び敷地内にて広告宣伝活動又は部品販売をしないでください。
6. 当宿泊施設の許可なく、外部から飲食物等のご注文やお持ち込みはなさないでください。
7. 客室はすべて禁煙となっております。当宿泊施設が指定する喫煙場所以外での喫煙はお断りいたします。なお、客室内での喫煙が確認された場合には、クリーニング費用として1万円をご請求させていただきます。
8. テレビ、ラジオ、楽器その他の騒音により、他のお客様（利用者及び近隣住民を含む。以下同じ）に迷惑になる行為はなさないでください。
9. 宿泊施設により、スリッパ、サンダル、パジャマ、浴衣でのレストラン等のご利用はご遠慮いただく場合があります。
10. 他のお客様の迷惑となる過度の飲酒は、お断りいたします。
11. ご滞在中及び外出される際は、必ず施錠をご確認ください。
12. 当宿泊施設、当宿泊施設の従業員又は他のお客様の著作権、商標権その他知的財産権、肖像権、プライバシーその他の権利を侵害する行為はなさないでください。
13. 他のお客様の迷惑になったり、他のお客様が不快に感じたりするような撮影はご遠慮ください。また、私的なものであっても、当宿泊施設の許可の無い撮影はご遠慮いただく場合があります。
14. 当宿泊施設及びその付属施設の敷地内において撮影された動画・写真等について、その内容が不適切であると当宿泊施設が判断した場合、お客様に対し当該動画・写真等の削除を要請する場合があります。この場合、お客様には遅滞なく当該動画・写真等の削除に応じていただきます。
15. 宿泊約款第8条により登録された宿泊者（同伴者を含む）以外の来訪客を客室に招き入れたり、宿泊させたりすること、又は来客者との面会に客室を使用することはお断りいたします。
16. 避難経路図及び各階の非常口をご確認ください。
17. 緊急時等のやむを得ない事情がある場合を除いては、非常用施設や従業員用の区域へは立ち入らないでください。
18. 当宿泊施設及び敷地内の諸設備、備品等を他の場所に移動したり、加工したり、又は外部に持ち出したりしないでください。汚損、破損、紛失等の場合は、損害を賠償していただく場合があります。
19. 通路やロビー等のパブリックエリアに所持品を放置しないでください。
20. 現金及び貴重品を含む携行品は、ご自身で管理していただくようお願い申し上げます。紛失や毀損などに対して、当宿泊施設では責任を負いかねる場合がございます。
21. 宿泊客の遺失物の処置は、原則所有者からの照会連絡がない場合又は所有者が判明しないときは、法令に基づき貴重品及び個人情報を含む物品については発見後7日間当宿泊施設で保

管後最寄りの警察署に届け、その他の物品については発見日から 90 日経過後処分いたします。ただし、飲食物、タバコ、雑誌、消耗品、衛生環境を損なう物品は即日処分します。

なお、お忘れ物の発送にかかる費用は、お客様のご負担とさせていただきます。

22. お食事付きのご宿泊プランをご予約いただいている際、お客様のご都合によりお食事を召し上がらなかった場合は、食事代金のご返金はいたしかねます。
23. お買物代、タクシー代、お荷物送料等の立替えは、お断りいたします。
24. ご滞在中、当宿泊施設より精算の依頼があった場合は、その都度ご精算をお願いいたします。
25. 小切手及び外貨によるお支払い、並びに両替には応じかねますのでご了承ください。
26. ご宿泊日数を延長される場合は、新規に宿泊契約を締結するとともに、宿泊料金を一旦ご精算いただきます。
27. 当宿泊施設及び敷地内における下記のトラブルについて、当宿泊施設は一切責任を負いません。
 - (1) 敷地内（駐車場含む）での事故、盗難
 - (2) お客様同士による事故
28. 当宿泊施設の従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、強要、威圧的な不当要求、又は威力業務妨害等の行為（カスタマーハラスメントに該当する行為を含む）はなさないでください。
29. 賭博や風紀を乱す行為、法令違反並びに公序良俗に反する行為は禁止いたします。
30. 宿泊者若しくは同伴者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であると判明した場合、一切のご利用をお断りしております。

(別紙3)

エンゼルグランヴィラ箱根 ペット(愛犬) 同伴規約

～ワンちゃんご同伴のお客様へ～

愛犬同伴でのご利用・ご宿泊につきましては下記の条件にて承っております。

全てのお客様に気持ち良くお過ごしいただくために、下記の規約をご一読いただき、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

- ① 宿泊できるワンちゃんは、1年以内に狂犬病、伝染病の予防接種を受けている、又は抗体検査を受け、抗体が残っている室内犬に限ります。
- ② 人や他のワンちゃんへの噛み癖などのある攻撃的な性格のワンちゃんのご宿泊はご遠慮ください。
- ③ ワンちゃんを制御出来る方が必ず同伴をお願い致します。状況により、ご利用をお断りさせていただきます場合もございます。
- ④ 生理中、ヒート(発情)中及びヒート(発情)終了後2週間以内のワンちゃんのご利用・ご宿泊はご遠慮ください。
- ⑤ 客室内へ入るときには、ワンちゃんの手足をきれいに拭いてください。
- ⑥ 室内のペットシート以外でマーキングや排泄をしてしまった場合は、客室備付けの清掃道具を使用して飼い主様ご自身にて清掃していただき、その旨をフロントにお知らせください。
- ⑦ 室内にワンちゃんのみを残す場合は、安全のため必ずサークル(又はゲージ・クレート等)に入れてください。その場合のワンちゃんの怪我・病気・死亡等の不慮の事故について、当宿泊施設は一切の責任を負いかねます。
- ⑧ ベッド・ソファにはワンちゃんを乗せない、又は入れないでください。
- ⑨ ワンちゃんが原因の施設や家具・備品などの損傷又は汚損については、相当の修繕費・清掃費をご請求させていただく場合がございます。
- ⑩ お部屋備付けのドッグランをご利用になる際は、扉が確実に閉まっていることをご確認の上で、飼い主様の目の届く範囲で放してください。柵を飛び越えるおそれのある場合は、リード(引き綱)等でおつなぎください。
- ⑪ 迷子を防止するために、犬鑑札などをお持ちください。
- ⑫ 敷地内(ドッグラン以外)では必ずリードを使用し、ワンちゃん同士の出会い頭等の事故や、他のご利用者や宿泊者に迷惑や危害をおよぼさないようお気を付けください。リードは必ずご持参ください。
- ⑬ 敷地内でのワンちゃんの排泄物は、飼い主様が責任を持って後始末してください。
- ⑭ ワンちゃんをお連れいただけない施設及びエリアがございます。
- ⑮ ドッグランなど愛犬同伴利用施設ごとに定められた利用規則を遵守してください。
- ⑯ ワンちゃんが無駄吠えやマウンティングなどの行動を起こした場合、速やかに制止してください。
- ⑰ ご利用・ご宿泊のお申込内容に虚偽があった場合や、ご滞在中に本規約に違反された場合、ワンちゃんの状態に疑義が生じた場合には、ご利用・ご宿泊をお断りする場合がございます。
- ⑱ 万が一、他のお客様やワンちゃん、お客様の持ち物に危害・損害を与えた場合、当事者同士で責任を持って対応してください。当宿泊施設は責任を負いかねます。
- ⑲ 不可抗力による施設内でのワンちゃんの怪我・死亡・盗難・逃亡等の不測の事故等に対して、当宿泊施設は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

以上